

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

1 都道府県知事は、災害対策基本法第七十二条第一項の規定による指示等のみによつては、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長（以下「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができるものとする。

2 1 による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができるものとする。

3 1 及び 2 による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

4 その他所要の改正を行うこと。

二 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（第二条関係）

災害援護資金の貸付利率について、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、年三パーセント以内で条例で定める率とすること。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第三条関係）

1 中核市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限を、中核市の長が行うものとする。

2 都道府県等は、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の基準について、主務省令で定める基準に照らして主務大臣が指定する地域にあつては、政令で定める日までの間、主務省令で定める基準を標準として条例で定めるものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

四 子ども・子育て支援法の一部改正（第四条関係）

1 市町村長による特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る都道府県知事への協議につい

て、届出とすること。

2 中核市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、中核市の条例で定める要件を遵守しなければならないものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（第五条関係）

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務、予防接種法による予防接種の実施に関する事務、同法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務並びに難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務を処理するために必要な特定個人情報に、それぞれ医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報を追加すること。

第二 厚生労働省関係（第二章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第六条関係）

正当な理由がなく、障害児に対する障害福祉サービスの提供等の措置に要する費用の徴収に係る児童福祉法第五十六条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者を十万円以下の過料に処するものとする。

二 保健師助産師看護師法の一部改正（第七条関係）

1 都道府県知事は、准看護師試験の実施に関する事務を、指定試験機関に行わせることができるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 身体障害者福祉法の一部改正（第八条関係）

1 厚生労働大臣又は市町村長は、身体障害者に対する障害福祉サービスの提供等の措置に要する費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該身体障害者又はその扶養義務者に対し、その収入の状況につき、報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるものとする。

2 正当な理由がなく、1による報告をせず、又は虚偽の報告をした者を十万円以下の過料に処するも

のとすること。

四 精神保健及び精神障害福祉に関する法律の一部改正（第九条関係）

- 1 都道府県知事は、精神障害者に対する措置入院又は緊急措置入院に要する費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該精神障害者又はその扶養義務者に対し、その収入の状況につき、報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるものとすること。
- 2 正当な理由がなく、1による報告をせず、又は虚偽の報告をした者を十万円以下の過料に処するものとすること。

五 毒物及び劇物取締法の一部改正（第十条関係）

- 1 毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

- 2 その他所要の改正を行うこと。

六 知的障害者福祉法の一部改正（第十一条関係）

- 1 市町村長は、知的障害者に対する障害福祉サービスの提供等の措置に要する費用の徴収に関し必要

があるとき、当該知的障害者又はその扶養義務者に対し、その収入の状況につき、報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるものとする。

2 正当な理由がなく、1による報告をせず、又は虚偽の報告をした者を十万円以下の過料に処するものとする。

七 老人福祉法の一部改正（第十二条関係）

正当な理由がなく、老人ホームへの入所等の措置に要する費用の徴収に係る老人福祉法第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした老人又はその扶養義務者を十万円以下の過料に処するものとする。

八 介護保険法の一部改正（第十三条関係）

1 都道府県知事は、介護支援専門員の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命じることができるものとする。

2 介護支援専門員として業務を行った介護支援専門員証未交付者に対して都道府県知事が行わなければならない登録の消除について、情状が特に重い場合とすること。

第三 経済産業省関係（第三章関係）

一 自転車競技法の一部改正（第十四条関係）
競輪施行者が競輪を開催しようとするときの経済産業大臣への届出に係る都道府県知事の経由事務を廃止すること。

第四 国土交通省関係（第四章関係）

一 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正（第十五条関係）
1 不動産鑑定士試験を受験しようとするときの土地鑑定委員会への申込みに係る都道府県知事の経由事務を廃止すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第五 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行するものとする。

- 1 災害対策基本法の一部改正等 公布の日から施行
 - 2 自転車競技法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行
 - 3 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正等 平成三十一年一月一日から施行
 - 4 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等 平成三十一年四月一日から施行
 - 5 毒物及び劇物取締法の一部改正等 平成三十二年四月一日から施行
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 所要の規定の整備を行うこと。